

# 原子力防災対策の現状と課題

平成27年2月  
内閣府（原子力防災）

# 目次

1. 内閣府原子力防災の体制
2. 内閣府(原子力防災)の業務
3. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制
4. 原子力災害時の体制

# 1. 内閣府原子力防災の体制(10/14～)

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 望月 義夫

内閣府副大臣（原子力防災） 小里 泰弘

内閣府大臣政務官（原子力防災） 福山 守

政策統括官（原子力防災担当） 平井 興宣

大臣官房審議官 山本 哲也

参事官（総括担当） 森下 泰

参事官（地域防災・訓練担当） 杉本 孝信

職員：約  
50人

## 2. 内閣府(原子力防災)の業務

### 1. 地域防災計画・避難計画作成充実化の取組

- ◆ 平成25年9月3日の原子力防災会議で、関係自治体の避難計画作成等に関係省庁が全面的に取組む方針を決定。
- ◆ 原子力発電所がある13地域にワーキングチームを設置し、国と自治体が一体となって、計画の策定・充実に取組んでいる。

### 2. 関係道府県への財政的援助

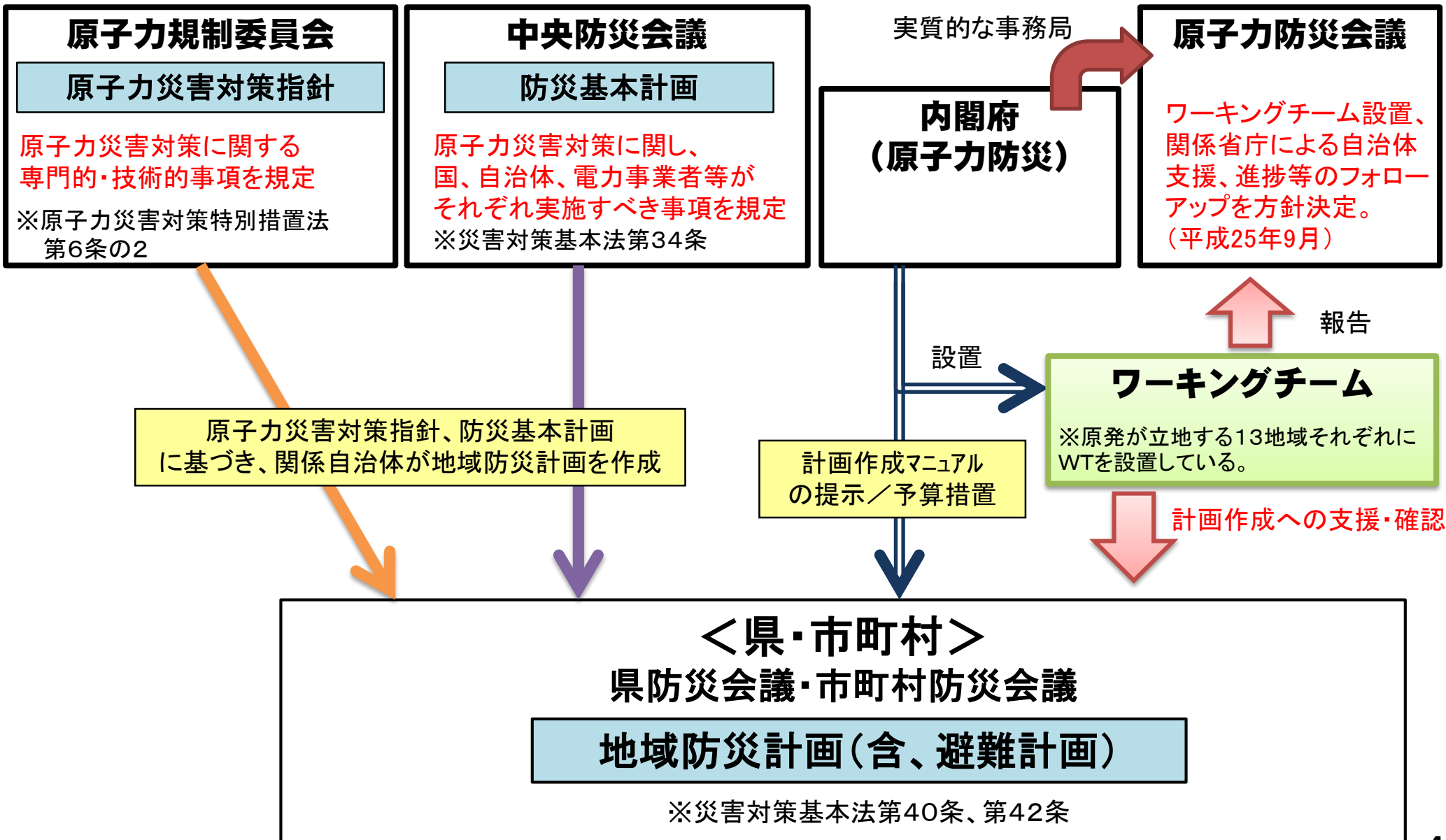
- ◆ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算)
  - ・ 平成26年度予算121億円(平成25年度予算額111億円)
  - ・ 平成27年度予算(案)122億円
- ◆ 原子力災害対策施設整備費補助金(内閣府予算)
  - ・ 平成25年度補正予算200億円(平成24年度予算額111億円)
  - ・ 平成26年度補正予算90億円

### 3. 原子力総合防災訓練

原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定した訓練を、国、地方自治体、電力事業者が合同で実施。

今年度は、11月2, 3日に、北陸電力志賀原子力発電所を対象として実施。総理、官房長官原子力防災担当大臣(環境大臣)、関係閣僚も参加。

# 3. 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



# (参考)原子力防災会議の組織

## 原子力防災会議の組織

- 議長 : 内閣総理大臣
- 副議長: 官房長官、環境大臣、  
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、  
原子力規制委員長
- 議員 : 議長・副議長以外の全国務大臣、  
内閣府副大臣(原子力防災)、内閣府大臣政  
務官(原子力防災)、内閣危機管理監

### 【事務局体制】

事務局長: 環境大臣

事務局次長: 内閣府政策統括官  
環境省 水・大気環境局長

(原子力防災会議幹事会)

議長 : 内閣府政策統括官

副議長: 環境省 水・大気環境局長

幹事 : 関係省庁局長級

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成25年9月3日

原子力防災会議

### 1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画(原子力災害対策編)の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

### 2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

(1)内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。

(2)原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

# (参考) 地域防災計画、避難計画の策定状況

平成27年2月5日現在

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	0	平成26年12月1日、宮城県が「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」を策定。
柏崎刈羽地域	9	9	2	平成26年10月30日、刈羽村が「原子力災害避難するための行動指針と避難計画」を策定。
東海地域	14	13	0	
浜岡地域	11	11	0	
志賀地域	9	9	9	平成26年10月28日「氷見市住民避難計画」を策定
福井エリア	23	23	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
12地域計	122	121	83	

福島地域	13	6	3	平成26年4月、福島県が「暫定重点区域における福島原子力災害広域避難計画」を策定。
------	----	---	---	---

注) 福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

# 4. 原子力災害時の体制

## 原子力災害対策本部

※原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に設置

- 本部長 : 内閣総理大臣
- 副本部長: 官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)、  
原子力規制委員長、一部の国務大臣又は副大臣(総理が指名)
- 本部員 : 全ての国務大臣、一部の副大臣又は政務官(総理が任命)、  
内閣危機管理監
- 現地对策本部長: 内閣府副大臣又は大臣政務官

### 【事務局体制】

事務局長: 内閣府政策統括官  
事務局長代理: 原子力規制庁次長

(関係局長等会議)

議長 : 内閣府政策統括官  
議長代理: 原子力規制庁次長  
構成員 : 関係省庁局長級



# (参考)原子力緊急事態の危機管理体制

